

番号：150687

国名：カンボジア

担当：人間開発部保健第2グループ保健第3チーム

案件名：州病院における母子保健サービス強化のための病院運営管理改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年9月中旬から2015年11月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.5M/M、現地0.47M/M、合計0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
4日	14日	6日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」  
([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針

- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	カンボジア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

内戦終了後からの政府による保健医療立て直しの継続的取り組みに加え、経済成長による効果及び各国ドナーの援助によって、近年カンボジア国（以下「カンボジア」）の乳児死亡率等の母子保健基礎指標は目覚ましく改善している（乳児死亡率は2000年95/1000から2014年28/1000、新生児死亡率は2000年39/1000から2014年18/1000に改善 Cambodia Demographic Health Survey）。しかしながら、周辺諸国に比べると未だ十分なレベルにあるとはいえない。特に新生児死亡率の改善傾向は他の母子保健指標に比べて緩やかであり、現状では乳児死亡の5割以上が生後28日までの新生児期に起こっている（新生児死亡率：18/1000、新生児期後～1歳まで（post-neonatal）の死亡率：10/1000 2014年CDHS）。

カンボジア保健省は、全国規模で産前・産後検診や施設分娩を推し進め、妊産婦の検診受診率や施設分娩率の改善に大きく貢献している。さらに、施設分娩を担う助産師の能力向上をめざし、JICAの支援により技術協力プロジェクト「助産能力強化を通じた母子保健改善」を実施している。こうした取り組みの成果は見えつつあるものの、新生児ケアに関するサービスの運営実施状況には、早期新生児に必要なケアや病児のためのサービスが徹底されていない等、未だ課題が多い。

このような中、カンボジア保健省はJICAに対し、「(仮)州病院における母子保健サービス強化のための病院運営管理改善プロジェクト」を要請した。今回実施する詳細計画策定調査は、母性・新生児ケアを中心とした本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書(M/M)締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2015年9月中旬から下旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、カンボジア側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ②プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。
- ③対処方針会議等に参加する。
- ④関連する開発パートナーの活動内容・地理的領域に関する情報収集と整理を行う。  
（Immediate Newborn CareやEmergency Obstetric Careの実施状況等）

### (2) 現地派遣期間（2015年9月末～10月中旬）

- ① 当機構カンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ② カンボジア側関係機関に対し、調査の方法・手順、評価の手順、評価基準についての説明を行う。
- ③ あらかじめJICAカンボジア事務所を通じてカンボジア側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。

#### ア) 出生・新生児死亡の報告システムの現状。

- (a) Commune Committeeにおける出生・死亡登録の具体的な方法（受付窓口の数、フォーム、報告、統計）。
- (b) 出生・死亡登録率向上のための内務省の施策。
- (c) JICA選挙支援プロジェクトとの関連の有無。
- (d) 次回Demographic Health Survey (DHS)に向けての情報収集の可能性。
- (e) 母性死亡報告の具体的な方法と報告数、新生児（破傷風）死亡報告の具体的な方法と報告数計。
- (f) 出生・新生児死亡、母性死亡に関する詳細調査情報の有無（文献調査含む文献収集フォローアップ）。

#### イ) 退院後／出生1週間以降の新生児ケアの実情。

- (a) 現行ガイドライン等で規定されている新生児期（含む乳児期）サービス体制

と内容、Village Health Volunteer (VHV)/Village Health Support Group (VHSG) の役割。

(b) VHV/VHSGの仕組み。業務内容、指揮命令系統、インセンティブ、報告義務とその内容・フォーム（特に母子保健について）、配置状況、研修実施の有無、Traditional Birth Attendant (TBA) との関係。

(c) コンポンチャム州及びその他の対象州（現時点ではスバイリエン州を想定）の各レベルの医療施設（保健センター（コミュニティアウトリーチ含む）、レファラル病院）におけるPostnatal Care (PNC) 受診数、PNC受診率（1週目、6週目）。

(d) コンポンチャム州及びその他の対象州の州レベル以下の各医療施設における新生児（新生児が不可能であれば乳幼児）の外来受診数、Integrated Management of Child Illness (IMCI) や小児科診療の実施状況。

(e) MPA guideline改訂の予定とプロセス。

(f) 母子保健センター・対象州の州レベル以下の各医療施設における出産後退院時の母親への教育・情報提供の状況。

ウ) 母子保健センター・州以下の各医療施設の母子保健サービス全般および新生児ケアサービスの現状（コンポンチャム州とスバイリエン州については母子保健サービスの現状及び研修ニーズを調査し、バットアンバン州とタケオ州については研修ニーズのみの調査とする。）

(a) 対象州の各医療施設における設備整備・人員配置状況。

(b) 対象州の各医療施設のサービス提供についての情報（Health Management Information System情報）。

(c) 対象州の各医療施設でのサービスのパフォーマンスをモニタリング・サポートする仕組み。

(d) 対象州の医療施設の研修ニーズ（既存の研修修了状況を含む）。

(e) レファラルに関するガイドラインの内容と、妊産婦・新生児搬送の実施状況・課題。

エ) コンポンチャム州から分離したトボンクモン州の現状

(a) 基本地理・統計情報・行政府の整備状況。

(b) 各医療施設における設備整備・人員配置状況（研修ニーズ含む）。

(c) 各医療施設でのサービス提供についての情報（HMIS情報）。

オ) 開発パートナーの関連する活動内容・活動の地理的領域に関する補足調査（母子保健全般及びImmediate Newborn CareやEmergency Obstetric Careの実施状況等）

カ) その他、事業事前評価表（案）の作成に必要な各種情報

④対象地域における新生児ケアサービス強化活動案を作成する。具体的には以下のと

おり。

ア) 新生児ケアサービス強化活動案について、カンボジア保健省関係者及び当機構の調査団員とも協議し、実施機関の能力に配慮した案を作成する。

イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）の案を作成する。

- ⑤ プロジェクトの活動案に係る協議に参加し、他の調査団員と協力し先方のコメントへの論理的説明を行う。
- ⑥ 担当分野に係るPDM案、PO案、R/D (Record of Discussions) 案及びM/M (Minutes of Meetings) 案の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を当機構カンボジア事務所等に報告する。
- ⑧ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑨ 調査結果及び調査団の見解をまとめ、ベースラインサーベイの調査項目リスト（案）を作成する。

(3) 帰国後整理期間（2015年10月中旬～10月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）  
電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄に該当金額を記載下さい）。

航空経路は、羽田⇒バンコク⇒プノンペン⇒バンコク⇒羽田を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年9月27日～2015年10月10日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成(予定)は、以下のとおりです。

- ア) 団長/総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 技術参与 (新生児ケア)
- エ) 技術参与 (母子保健)
- オ) 技術参与 (産科)
- カ) 評価分析 (コンサルタント)

### ③便宜供与内容

当機構カンボジア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上  
必要に応じて英語⇄カンボジア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供  
なし

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第3チーム (TEL:03-5226-8375) にて配布します。

- ・カンボジア王国医療サービス情報 (母子保健)

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

カンボジア王国 助産能力強化を通じた母子保健改善プロジェクト中間レビュー報告書  
カンボジア王国 地域における母子保健サービス向上プロジェクト終了時評価調査報告書

業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

（３）その他

- ①安全管理について、現地での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA現地事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じること。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上